

Safe Work Action

～みんなで実現 安全・安心・快適職場～

ロゴマーク（仮）

杵島地区Ver



藤津地区Ver



シンプルVer(特産品カラー) シンプルVer(厚労省カラー)



※TAKEOは事業者名に変更可能

1 趣旨

令和7年度は「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」の中間年ですが、佐賀県内における労働災害は減少が見られない状況です。このような状況を改善するためには、従前の取組に加えて、同計画の重点事項の1番目に掲げる「（事業者による）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」の促進を図ることが重要です。

また、厚生労働省の「労働安全衛生調査（実態調査）」（令和5年）において、ストレスを感じる労働者は82.7%に及び、その原因は「仕事の量」、「対人関係」が多いことから、長時間労働の削減やハラスメント防止による働き方改革の取組もさらに進める必要があります。

本取組は、事業者自らが定めた取組事項の公開とロゴマークの活用により、以上の課題の解消に留まらず、事業者には安全衛生や労働条件の向上への取組を見える化することによるイメージアップや人材の確保、労働者にはワーク・エンゲイジメント（仕事にやり甲斐を感じ、楽しく仕事をしている状態）の向上による豊かな職業生活の実現が期待できます。

2 内容

(1) 名称

Safe Work Action

(2) 実施者

武雄労働基準監督署・佐賀労働局

(3) 実施対象者

各事業場の事業者及び労働者

(4) ロゴマーク、スローガン



活用例（イメージ）建設現場に掲示



「Safe Work」のキャッチフレーズを盛り込んだロゴマーク、「みんなで実現 安全・安心・快適職場」をスローガンとし、これを普及させることにより、事業者が自発的に安全で健康に働くことができる職場環境及び良質な労働条件の整備に取り組む機運を高めます。

「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

また、「Safe」のそれぞれの文字も〇〇〇〇 Workを意味するものになっていて、Sは「Smart Workで多様な働き方が可能な職場」、aは「Active Workで働きがいのある職場」、fは「Fun Workでハラスメントのない職場」、eは「Equal Workで公平な待遇の職場」を意味するキャッチフレーズです。

スローガンである「みんなで実現 安全・安心・快適職場」は、労使が協力して安全で健康に働くことができるとともに、労働者が生き生きと働くことができる職場を実現しようとする意思を示すものです。

(5) 取組事項

事業者は、安全及び健康確保並びに労働条件向上の3項目について、労働者過半数代表者等と協議を得て、取組事項を決定し、これを「Safe Work Action 取組宣言書」に明記して、当署に提出してもらうことで「Safe Work Action 取組事業場」として登録します。

「Safe Work Action 取組事業場」には上記(4)のロゴマークのデータを提供し、事業者のホームページ、名刺等への活用を可能とします。

また、同宣言書は、佐賀労働局ホームページの労働基準監督署のお知らせのページに事業場ごとに掲載し、事業者による取組の実効性を確保します。

(6) 「Safe Work Action 取組宣言書」の提出単位等

同宣言書の提出単位は事業場単位になりますが、事業者単位で使用することは差し支えないものとします。

(7) 実施期間

令和7年10月1日から令和10年3月31日まで

3 取組宣言書

Safe Work Action 取組宣言書				
事業の名称				
事業場の名称		業種		
事業場の所在地		労働者数		
代表者メッセージ				
労働者の安全確保に関する取組				取組期間
				自 令和 年 月 日
				至 令和 年 月 日
労働者の健康確保に関する取組				取組期間
				自 令和 年 月 日
				至 令和 年 月 日
労働条件向上に関する取組				取組期間
				自 令和 年 月 日
				至 令和 年 月 日
1～3の□に✓又は■を入れ、カッコ内への記載、該当する□への✓又は■を入れてください。	1. □上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。 (協議年月日：令和 年 月 日 協議方法：□労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、□安全衛生委員会での協議) 2. □上記内容について、社内に周知しました。 (周知年月日：令和 年 月 日、周知方法：) 3. □本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに公開することに同意します。			

宣言年月日：令和 年 月 日